

令和7年第4回湧別町議会定例会会議（第2日）

令和7年12月17日湧別町議会議場に招集された。

1 応招議員は次のとおりである。

1番 高田 映 二	2番 村 瀬 直 由	3番 大 野 真 紀
4番 竹 林 直 人	5番 姉 崎 正 弥	6番 檜 山 洋 一
7番 関 野 一 良	8番 村 川 勝 彦	9番 小 形 秀 和
10番 下 田 英 人	11番 脇 坂 敏 夫	

2 不応招議員

なし。

3 出席議員は次のとおりである。

1番 高田 映 二	2番 村 瀬 直 由	3番 大 野 真 紀
4番 竹 林 直 人	5番 姉 崎 正 弥	6番 檜 山 洋 一
7番 関 野 一 良	8番 村 川 勝 彦	9番 小 形 秀 和
10番 下 田 英 人	11番 脇 坂 敏 夫	

4 欠席議員

なし。

5 地方自治法第121条の規定により議案の説明のため出席を求めた者及び説明の委任を受けて本会議に出席する者は、次のとおりである。

町長 加藤政弘、副町長 因洋文、総務課長 坂本雄仁、総務課参事 中川友広、企画財政課長 井上道也、企画財政課未来づくり担当課長 斉藤健悟、住民税務課長 岩瀬昌幸、農政課長 宮本則幸、農政課参事 山川涉、商工観光課長 大口貢、建設課長 北林孝之、建設課参事 細川聡、会計管理者 松下一彦、出納課長 松下一彦、水道課長 出口幹敏、水道課参事 細川聡、福祉課長 前野和憲、健康こども課長 大塚幸夫、健康こども課児童支援担当課長 牧村宣幸、水産林務課長 青山賢治、総務課総務グループ主幹 宍戸和幸、総務課広報・自治会グループ主幹 渡辺武文、総務課情報防災グループ主幹 宮坂達也、企画財政課企画財政グループ主幹 佐藤誠一、企画財政課未来づくりグループ主幹 渡辺政行、企画財政課未来づくりグループ主幹 廣井隆志、住民税務課住民生活グループ主幹 西堀真琴、住民税務課税務グループ主幹 坂田佳樹、農政課農政グループ主幹 竹中寿、商工観光課商工観光グループ主幹 鹿野峰志、商工観光課商工観光グループ主幹 稲田宏司、商工観光課商工観光グループ主幹 柴田信嘉、建設課管理グル

ープ主幹 藤直樹、建設課管理グループ主幹 宇佐美大我、福祉課湧別庁舎窓口グループ主幹 松浦稔智、福祉課福祉グループ主幹 鈴木俊一、福祉課高齢介護グループ主幹 秋葉国宏、福祉課高齢介護グループ主幹 大西美樹、健康こども課医療グループ主幹 片桐圭輔、健康こども課子育て相談グループ主幹 杉森伸一、健康こども課健康相談グループ主幹 宮本義久、健康こども課健康相談グループ主幹 杉森伸一、健康こども課児童支援グループ主幹 鈴木大地、企画財政課財政グループ主査 峯田実、教育委員会教育長 阿部勉、教育総務課長 佐藤美貴、教育総務課参事 綾部雅一、教育総務課給食センター所長 根子敏男、社会教育課長 西海谷巧、社会教育課参事 中島一之、教育総務課教育管理グループ主幹 大西久踐、教育総務課学校教育グループ主幹 大西久踐、社会教育課社会教育グループ主幹 藤本祐司、社会教育課図書館長 中島一之、社会教育課ふるさと館J R Y館長 中島一之、農業委員会会長 吉村智之、農業委員会事務局長 吉松智弘、選挙管理委員会委員長 高橋直司、選挙管理委員会事務局長 坂本雄仁、選挙管理委員会事務局次長 宍戸和幸、代表監査委員 水野豊、監査委員事務局長 近藤康弘、監査委員事務局次長 藪悟志

6 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 近藤康弘、事務局次長 藪悟志

会 議 に 付 し た 事 件

別 紙 日 程 表 に 記 載 の と お り

令和7年第4回湧別町議会定例会

議事日程（第2日）

令和7年12月17日

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 6号	令和7年度湧別町簡易水道事業会計補正予算
日程第 3	議案第 7号	令和7年度湧別町下水道事業会計補正予算
日程第 4	議案第 8号	湧別町保育所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第 9号	湧別町児童センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第10号	湧別町寿の家及び福祉の家条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第11号	オホーツク町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及びオホーツク町村公平委員会規約の変更について
日程第 8	議案第12号	湧別町公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第 9	議案第13号	湧別町公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第10	議案第14号	湧別町公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第11	議案第15号	湧別町公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第12	議案第16号	湧別町公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第13	議案第17号	湧別町公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第14	議案第18号	湧別町公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第15	議案第19号	湧別町公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第16	議案第20号	湧別町公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第17	議案第21号	湧別町公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第18	議案第22号	湧別町公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第19	議案第23号	湧別町公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第20	議案第24号	湧別町公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第21	議案第25号	湧別町公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第22	議案第26号	湧別町公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第23	議案第27号	湧別町公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第24	議案第28号	湧別町公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第25	議案第29号	湧別町公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第26	議案第30号	財産の処分について
日程第27	議案第31号	財産の処分について

追加日程第1	議案第32号	湧別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
追加日程第2	議案第33号	湧別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
追加日程第3	議案第34号	湧別町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
追加日程第4	議案第35号	湧別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
追加日程第5	議案第36号	令和7年度湧別町一般会計補正予算
追加日程第6	議案第37号	令和7年度湧別町介護保険特別会計補正予算
追加日程第7	議案第38号	令和7年度湧別町水道事業会計補正予算
追加日程第8	議案第39号	令和7年度湧別町下水道事業会計補正予算
日程第28	承認	閉会中の所管事務調査等の申出について (各常任委員会及び議会運営委員会)

開 会 宣 告（１０：００）

○議 長 ただいまの出席議員は11名でございます。

議事日程でございますが、皆様のお手元に配付しております日程により会議を進めたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いします。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、３番、大野君、４番、竹林君を指名いたします。

日程第２、議案第６号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読いたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第６号 令和７年度湧別町簡易水道事業会計補正予算。

○議 長 提案者の説明を求めます。

水道課長。

（水道課長提案理由説明）

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 （ な し ）

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 （ な し ）

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 （ 異 議 な し ）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第３、議案第７号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第７号 令和７年度湧別町下水道事業会計補正予算。

○議 長 提案者の説明を求めます。

水道課長。

（水道課長提案理由説明）

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 （ な し ）

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 （ な し ）

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第8号及び日程第5、議案第9号については関連性がありますので、一括議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第8号 湧別町保育所条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第9号 湧別町児童センター条例の一部を改正する条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

健康こども課児童支援担当課長。

(健康こども課児童支援担当課長提案理由説明)

○議長 これから議案第8号及び議案第9号について質疑を行います。

9番、小形君。

○9番 新築に伴い定数を変えるということなのですが、45名から30名と結構減っているのですけれども、現在保育所に通っている人数、何人ぐらいいるのか。

また、この定数削減の計算で30人しか入れないようなものを造ったのですけれども、今後の何年間を見通してこのような計画になっているのか、その辺教えていただきたいと思います。

○議長 健康こども課児童支援担当課長。

○健康こども課児童支援担当課長 小形議員の保育所の定員30名について、現在の利用人数と今後の見通しというご質問かと思えます。

現在の芭露保育所の在籍人数は25人となっております。今後の見通しなのですが、今出生している人数からいけば、大体1年に芭露地区、芭露学園校区であれば5名程度、平均的にならせば5名程度ということで、ゼロ歳から5歳、大体6学年になりますので、ならせば30名で足りるという見通しで定員を設定してございます。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○9番 期間というか、大体あと何年もこういうことになって、出ていることになってどの辺まで目通しているのか。そのままいくと、やっぱりその程度でずっと、保育所、この30名と決めた程度でいつでも、下がって行って、上

がっていくことはないという計算になるのでしょうか、その辺。

○議長 小形議員、なるべく挙手の上、発言のほうをお願いします。

健康こども課児童支援担当課長。

○健康こども課児童支援担当課長 将来的な出生の動向をどう見ているのかというご質問かと思えます。

現在生まれている人数でおおむね推測するほかはない。あと、40歳未満の女性の人口がどれぐらいかというのを調べまして、その自治会的に芭露学園校区と同程度の湧別町内の地区と比較して、大体これぐらいの芭露学園校区の40歳未満女性の人口であれば、1年後5人ぐらいの出生が今までの傾向からいけば妥当であろうということで、施設のにも過大に整備するということは費用が余分にかかるということで、適切な部分を見通して計画している部分でありますので、ご理解いただければと思います。

○議長 7番、関野君。

○7番 今定員の関係で小形議員から質問ありましたけれども、地域に通っているお母さん方からゼロ歳児の乳幼児が芭露に入れなくて中湧別に行っているという話を聞いておりますので、その辺の実態というのはどうなっているか教えてください。

○議長 健康こども課児童支援担当課長。

○健康こども課児童支援担当課長 関野議員のゼロ歳児の現在芭露学園校区の方の保育所の利用、どうなっているかというところでございます。

現在では、7年度においては1人、芭露学園校区から認定こども園みのりのほうにご利用いただいております。

あと、本年度については未満児の利用、芭露保育所はとても多いので、2歳児、1歳児においても認定こども園みのりのほうをご利用いただいているという状況でございます。

この整備に当たっては、利用定員としてゼロ歳児3人、1歳児5人、2歳児5人の利用定員を設定することになっておりますので、今までの利用動向からいけば利用可能かなと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 これで質疑を終わります。

質疑を終結し、議案第8号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第9号の討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第10号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第10号 湧別町寿の家及び福祉の家条例の一部を改正する条例の制定について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

総務課長。

(総務課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第11号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第11号 オホーツク町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及びオホーツク町村公平委員会規約の変更について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

総務課長。

(総務課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第12号から日程第25、議案第29号までについては関連性がありますので、一括議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第12号 湧別町公の施設に係る指定管理者の指定について。

以下、議案第13号から議案第29号につきましては、議案第12号と同様、湧別町公の施設に係る指定管理者の指定についてでございますので、朗読を省略させていただきます。

○議長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議長 暫時休憩します。

休憩宣告(10:57)

再開宣告(11:05)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第12号から議案第29号までについて質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、関野君。

○7番 議案第13号についてお聞きします。

管理を行わせる施設が湧別町社会福祉会館、管理者が篠田悟になっていますが、これは私しょっちゅう行くのですけれども、かなり老朽化しております。それで、これはいつ建設されたものか、その辺教えてください。

○議長 福祉課長。

○福祉課長 ただいま関野議員の質問の関係でございます。

建設年でございますけれども、社会福祉会館につきましては昭和45年に建設

された建物でございますので、この点ご理解をお願いいたしたいと思っております。

○議 長 7番、関野君。

○7 番 建築年度が昭和45年、経過年数が55年ですね、今。

それで、かなり傷んでおります。それで、この施設につきましては、今後町としてあのまま、まだまだ使わせていくのか、または新たに造る計画があるのか、その辺考えがあればお知らせください。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 社会福社会館の今後の見込みについてでございます。

こちらの施設は、公共施設の再配置実行計画におきましては、令和3年度までに廃止する方針となっておりましたが、施設構造が鉄筋コンクリート造りとなっていることから、耐用年数的にはあと5年程度は対応できる施設かなというふうに考えてございます。

施設には、社会福祉協議会と高齢者就労センターの事務所が入っておりまして、そのほかにも上湧別地区の生きがいデイサービス事業ですとか、ふれあいサロンなどの開催場所となっていることから、当該施設の廃止に当たりましては、これが移転先を確保してからということになり、現時点におきましてはこの条件を満たす移転可能な施設がないことから、他の公共施設の再配置の状況を見極めながら、当該施設の廃止時期ですとか移転場所をどこにするかなどを検討していきたいなというふうに考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 7番、関野君。

○7 番 私分からない部分あるのですけれども、この中で見ていますと、中湧別の5の1だとか5の2なんか出ていないのですけれども、この施設は町で造ったものなのか、地域で造ったものなのか、その辺分かれば教えてください。

それと、この中に5の1だとか5の2、5の3、会館ありますよね。指定管理入っていないので、その関係を分かる範囲で教えてください。

あと、例えば芭露自治会なんか町で造っていますけれども、5の1、5の2なんかは自分たちで造ったのか分からないので、教えてください。

○議 長 総務課長。

○総務課長 関野議員の地区会館の関係のご質問でございます。

本日ご提案させていただいている地区会館は、公の施設でございますので、当然町が設置している施設でございます。ご質問のありました、そのほかの地区会館、例えば5の1会館、5の3公民館、あと札富美会館等につきましては、地域の自治会所有の会館というふうに位置づけられているものでございます。それらの維持管理に係る経費につきましては、町の地域づくり振興補助という

ものがありまして、かかる経費の9割、ほぼほぼ指定管理と同じでございますが、同じように補助をさせていただいているという内容でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 ほか質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 これで質疑を終わります。

質疑を終結し、議案第12号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号については原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第13号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号については原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第14号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号については原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第15号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号については原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第16号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号については原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第17号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号については原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第18号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号については原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第19号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号については原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第20号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号については原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第21号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご

異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号については原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第22号の討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号については原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第23号の討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号については原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第24号の討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号については原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第25号の討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号については原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第26号の討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号については原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第27号の討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号については原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第28号の討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号については原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第29号の討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号については原案のとおり決定いたしました。

日程第26、議案第30号及び日程第27、議案第31号については関連性がありますので、一括議題といたします。

本案件は、私に関わる案件でございますので、副議長と交代いたします。

暫時休憩します。

休 憩 宣 告 (1 1 : 1 7)

再 開 宣 告 (1 1 : 1 8)

○副 議 長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

本案件については、地方自治法第117条の規定によって、11番、脇坂君の退場を求めます。

暫時休憩します。

休 憩 宣 告 (1 1 : 1 8)

再 開 宣 告（ 1 1 : 1 8 ）

○副 議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
事務局長をして議案の朗読をいたさせます。
局長。

○議会事務局長 議案第30号及び議案第31号 財産の処分について。

○副 議 長 提案者の説明を求めます。
水産林務課長。

（水産林務課長提案理由説明）

○副 議 長 これから議案第30号及び議案第31号について質疑を行います。質疑ありませんか。

○全 員 （ な し ）

○副 議 長 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、議案第30号の討論を行います。

○全 員 （ な し ）

○副 議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 （ 異 議 な し ）

○副 議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第31号の討論を行います。

○全 員 （ な し ）

○副 議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 （ 異 議 な し ）

○副 議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり決定いたしました。

それでは、私の職務が終わりましたので、議長と交代します。

暫時休憩します。

休 憩 宣 告（ 1 1 : 2 4 ）

再 開 宣 告（ 1 1 : 2 5 ）

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま町長から議案第32号から議案第39号について追加提案がされました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第8として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○全 員 （ 異 議 な し ）

○議長 異議なしと認めます。

議案第32号から議案第39号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第8として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第32号から追加日程第4、議案第35号までについては関連性がありますので、一括議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第32号 湧別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第33号 湧別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第34号 湧別町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第35号 湧別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

総務課長。

(総務課長提案理由説明)

○議長 これから議案第32号から議案第35号までについて質疑を行います。

9番、小形君。

○9番 議案第32号、赤ナンバー15の通勤手当の支給月額の改定ということでありまして、第2条に60キロ未満は省略して60キロ以上とあるのですけれども、現在町職員の正職員者の方で、もしかこれに該当する人がいるのであれば、その人数というのですか、どのぐらいの距離から通っているのかと、人数どのぐらいいるのかお伺いしたいのと、これにより月額どのぐらい通勤手当で60キロ以上の人には出ているのか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長 総務課長。

○総務課長 小形議員の通勤手当の質問でございます。

通勤手当につきましては、先ほど申し上げましたとおり2キロ以上の距離の区分に応じて支給するものでございまして、現在一番遠い距離の職員でいいますと20キロから25キロまでの距離の区分にある者が3人ございます。ですので、25キロ以上の距離を通勤している職員はございません。ただ、過去には北見市から通勤していたという会計年度任用職員もおりまして、今後様々な理由で町外から通勤することも想定されるものですから、今回国に合わせて改正をさせていただきます。

また、影響額につきましては、資料にありますとおり60キロ以上の影響額はございません。

以上でございます。

○議長 ほかには質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 これにて質疑を終わります。

質疑を終結し、議案第32号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第33号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第34号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第35号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり決定いたしました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休 憩 宣 告 (1 1 : 5 0)

再開宣告（13：00）

- 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
追加日程第5、議案第36号を議題といたします。
事務局長をして議案の朗読をいたさせます。
局長。

- 議会事務局長 議案第36号 令和7年度湧別町一般会計補正予算。
- 議長 提案者の説明を求めます。
企画財政課長。

（企画財政課長提案理由説明）

- 議長 これから質疑を行います。
- 全員 （なし）
- 議長 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
- 全員 （なし）
- 議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- 全員 （異議なし）
- 議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。
追加日程第6、議案第37号を議題といたします。
事務局長をして議案の朗読をいたさせます。
局長。

- 議会事務局長 議案第37号 令和7年度湧別町介護保険特別会計補正予算。
- 議長 提案者の説明を求めます。
福祉課長。

（福祉課長提案理由説明）

- 議長 これから質疑を行います。
- 全員 （なし）
- 議長 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
- 全員 （なし）
- 議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- 全員 （異議なし）
- 議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

追加日程第7、議案第38号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいただきます。

局長。

○議会事務局長 議案第38号 令和7年度湧別町水道事業会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

水道課長。

(水道課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

追加日程第8、議案第39号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいただきます。

局長。

○議会事務局長 議案第39号 令和7年度湧別町下水道事業会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

水道課長。

(水道課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第28、閉会中の所管事務調査等の申出が各常任委員長及び議会運営委員長から提出されております。このことについて承認したいと思いますが、これ

にご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、本件は承認することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います、これにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

令和7年第4回湧別町議会定例会を閉会といたします。

閉 会 宣 告 (1 3 : 1 9)

この会議録は書記をして記録されたものであり、この内容が真実であることを証するため、ここに署名する。

湧別町議会 議長 脇坂 敏夫

湧別町議会 副議長 下田 英人

湧別町議会 議員 大野 真紀

湧別町議会 議員 竹林 直人